

1 大学院の教育課程

大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行われます。研究指導は授業とは別に行われます。毎年度学生自身が作成する研究計画に基づき、指導教員は研究指導計画書を作成し、面談等により進捗状況を随時確認しつつ、学生一人一人に特化した研究指導を実施します。

(1) 博士前期課程

○標準的な研究指導スケジュール

【博士前期課程1年次】

4月	新入生に対する全体／コース別ガイダンスが行われる。 指導教員と協議しながら研究テーマを決め、主任指導教員により1年次の「研究指導計画書」が策定される。
5月～8月	講義科目を中心に履修し、専門領域の基礎知識、批判的思考の方法論の習得を中心に指導を受ける。この中には、文献検索などの情報収集、論文の精読、研究倫理教育も含まれる。
10月	研究テーマについて再度指導教員と確認する。
10月～12月	研究テーマに沿った研究手法の選択、研究計画の実現可能性について指導教員と検討する。
1月～2月	研究報告の作成、必要に応じて倫理審査を準備・検討する。
3月（～5月）	指導教員と協議の上、2年次の「研究指導計画書」が策定され、必要に応じて倫理審査を申請する。

【博士前期課程2年次】

4月～8月	必要な研究指導を受ける。指導教員と協議の上、論文題目を確定させる。
10月	修士論文題目届を提出する。研究データの取り纏め、解析について指導を受ける。
9月～12月	研究の進捗は、定期的に報告する。
12月～1月	修士論文の完成、研究報告・プレゼンテーションの指導を受ける。 研究科に修士論文審査委員会が設置され、修士論文および要旨を提出する。
1月下旬～2月上旬	修士論文審査会による修士論文口述試験が行われ、審査報告書が作成される。
2月中旬	所属専攻の会議において審議され、課程修了の可否が決定される。

*指導教員による指導や指導教員に対する報告は、対面での面談を中心に、必要に応じオンラインによる面談やメール等で行われる。

○課程の修了要件（大学院学則第21条）

- 1) 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。なお、この制度により学位申請する場合は、修士論文題目届提出の際に指導教員の推薦書を添付すること。また、修士論文提出の際に業績一覧を併せて提出すること。

専攻	科目名	単位数	修了要件(30単位)として認められる単位数
比較社会文化学専攻 人間発達科学専攻 ジェンダー社会科学専攻	特別研究	8単位(必修)	8単位
ライフサイエンス専攻	特別研究	10単位(必修)	10単位
理学専攻	特別研究	12単位(必修)	12単位
生活工学共同専攻	生活工学特別研究(修士)	10単位(必修)	10単位

- 2) 博士前期課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。
- 3) 修了要件として各専攻、コースで定めた必修科目の単位を修得する必要があるため、各専攻のガイダンス及び大学院学則を確認の上、履修登録を行うこと。
- 4) 博士前期課程学生が、所属専攻以外の専攻の授業科目を履修する場合及び単位互換協定を締結している他大学大学院の授業科目を履修する場合、合計10単位を上限として修了要件の30単位に含めることができる。

博士前期課程共通科目
博士後期課程共通科目
他大学大学院の科目
所属専攻以外の専攻の科目

合計10単位まで修了要件単位に含めることができる。

他大学大学院（単位互換）、他専攻の授業科目履修については、指導教員の指導により履修すること。

5) 生活工学共同専攻の修了要件

必修単位を含めて30単位以上履修すること。また、相手大学（奈良女子大学）の開講科目を専門科目群より4単位以上履修した上で、合計10単位以上履修すること（p.49「授業科目一覧」を参照）。

○指導教員

指導教員は出願時の希望や各々の研究テーマに基づき、各コースのオリエンテーションを経て決定する。決定次第、Web（ポータルサイト）から研究題目を登録し、指導教員の承諾を得ること。なお、主任指導教員は、入学時に配付する「教員配置表」の中から選択すること。

(2) 博士後期課程

○標準的な研究指導スケジュール

【博士後期課程1年次】

前期 (4月～9月)	・指導教員と論文題目を確認し、指導教員により研究指導計画が策定される。 ・研究計画は、3年計画を基本として、長期目標と短期目標の2つを立てる。 ・研究計画策定の指導が行われる。 ・必要に応じて、研究計画に基づく、倫理申請に関する指導を受ける。
後期 (10月～3月)	・（例）研究実施に関する指導を受ける。 ・（例）データ解析に関する指導を受ける。 ・（例）英文論文作成、投稿作業の指導を受ける。 ・学年末に1年間の研究報告の作成を行い、「研究報告（基礎）」の評価を受ける。

【博士後期課程2年次】

前期 (4月～9月)	・1年次の研究報告に基づき、指導教員により研究指導計画書が策定される。
後期 (10月～3月)	・（例）研究実施に関する指導を受ける。 ・（例）データ解析に関する指導を受ける。 ・（例）英文論文作成、投稿作業の指導を受ける。 ・学年末に1年間の研究報告の作成を行い、「研究報告（発展）」の評価を受ける。

【博士後期課程3年次】

前期 (4月～9月)	・2年次の研究報告に基づき、指導教員により研究指導計画書が策定される。 ・博士論文の作成を進める。9月末に論文題目届を提出する。
後期 (10月～11月)	・論文内容のプレゼンテーションについて指導を受ける。 ・学位論文・日本語要約を提出する。
後期 (11～12月)	・研究科に論文審査委員会が設置され、学位申請書、外国語要約を提出する。
後期 (12～2月)	・複数回開催する論文審査委員会にて論文審査が行われる。 ・公開発表会にて審査及び学内外の希望者が参加可能な報告会が行われる。
後期 (3月)	論文審査委員会の報告に基づき修了判定が行われる。

*指導教員による指導や指導教員に対する報告は、対面での面談を中心に、必要に応じてオンラインによる面談やメール等で行われる。

○課程の修了要件（大学院学則第22条）

- 1) 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所要の授業科目について10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとするが、本学大学院博士前期課程を1年で修了した者及び他の大学の大学院の修士課程を1年で修了した者は、博士後期課程に2年以上在学しなければならない。

科目区分	単位数	修了単位（10単位） として認められる単位数	備考
各教員の演習・講義科目	各2単位	6単位まで	各教員が開講する演習・講義科目から履修すること
研究報告（基礎）	1単位	1単位（必修）	欄外③を参照
研究報告（発展）	1単位	1単位（必修）	
研究報告（総集）	2単位	2単位（必修）	
特別講義	各2単位	2単位まで	客員教員等による集中講義
共通科目	各2単位	2単位まで	前期課程設置と後期課程設置の共通科目のうちどちらも履修可（修了単位数に含まれない科目があるので注意すること）
他大学大学院科目	各2～4単位	4単位まで	単位互換協定に基づく特別聴講（博士後期課程の単位を設けている研究科）

- ① 修了単位として必要な単位数は10単位である。
- ② 研究報告（基礎）、研究報告（発展）、研究報告（総集）は必修科目である。
- ③ 当該年度における研究の進行状況・成果・今後の研究計画等をまとめて報告する。1年次は「研究報告（基礎）」、2年次は「研究報告（発展）」とし、それぞれ1単位の科目である。1年次と2年次の1月下旬に、研究報告を指導教員全員に提出し、主任指導教員が適宜他の指導教員の評価を参考にして評価を行う。
3年次に、「研究報告（総集）」として「3年間のまとめを含む」レポートの他研究成果の印刷公表及び口頭発表等業績一覧を必ず添付の上、指導教員に提出すること。

- ④ 同一教員から取得することのできる単位数は8単位までである。
- ⑤ 同一名の科目を2回以上履修しても、修了単位として認められるのは1回の履修による単位である。

2) 生活工学共同専攻の修了要件

1) の規定によらず、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。当該課程において優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、本学大学院博士前期課程を1年で修了した者及び他の大学の大学院の修士課程を1年で修了した者は、博士後期課程に2年以上在学しなければならない。

必修科目を含めて合計20単位以上履修すること。

教育・研究上有益と認められるときは、他専攻ならびに他大学大学院研究科科目を履修することができる。このうち4単位までを本共同専攻での履修単位として認定する。履修科目は、指導教員の指導を受けた上で決定する。

科目区分	単位数	修了要件 (20単位) 単位数	備考
研究倫理・研究マネジメント	1単位	1単位 (必修)	
生活工学特別研究 (博士)	10単位	10単位 (必修)	
共通科目・他専攻科目 ・他大学大学院科目	各1～4単位	なし	合計4単位まで修了要件として含めることができる

- 3) やむなく論文提出以前に単位を修得し退学することとなった場合には、退学願を提出すること (3月末日退学: 2月末日まで、9月末日退学: 8月末日まで)。退学後再入学せずに博士論文を提出する場合、単位修得退学後3年以内であれば審査における免除事項がある。なお、再入学する場合は学位論文提出可能な者とし、全指導教員の許可が必要となる。

○指導教員

博士後期課程では、深い専門性と同時に幅広い視野を修得させるため複数指導教員制をとっている。専門領域の教員を主任指導とし、隣接する領域の研究者を副指導教員とすることができる。学生はまず主任指導教員1名を決めた上で、学生の研究テーマに合わせて、より専門に近い副指導教員 (原則として1名以上) を決める。

ただし、比較社会文化学専攻の副指導教員は、原則として2名とする。主任指導教員は、入学時に配付する「教員配置表」の中から選択すること。

学生は、各指導教員と常に自己の研究内容の進行状況について連絡を保ち、相談しアドバイスを受けつつ研究を進め、年間の成果を「研究報告」レポートとしてまとめる。学位論文作成については、主として主任指導教員から指導・アドバイスを受けることとなる。

(3) 特別研究派遣学生 (大学院学則第18条)

- 1) 他の国立大学法人大学院若しくは国立研究所等との協議に基づき、学生が他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- 2) 学習院大学の大学院との協議に基づき、学生が学習院大学大学院自然科学研究科において必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- 3) 北里大学の大学院との協議に基づき、学生が北里大学大学院薬学研究科において必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- 4) 早稲田大学の大学院との協議に基づき、学生が早稲田大学大学院先進理工学研究科において必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- 5) 芝浦工業大学の大学院との協議に基づき、学生が芝浦工業大学大学院理工学研究科において必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- 6) 慶應義塾大学の大学院との協議に基づき、学生が慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科において必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- 7) 他大学院等において研究指導を受けようとする場合は、次の書類を添えて学務課大学院担当へ提出すること。(研究指導を受ける開始月の3ヶ月前の末日までに提出)
 - ① 特別研究派遣学生申請書 (別記様式3) 【P. 41 参照】
 - ② 指導教員の推薦書 (A 4判様式適宜、押印必要)
 - ③ 研究計画書 (A 4判)
- 8) 研究指導を受ける期間は、博士前期課程では1年を、博士後期課程では2年を、それぞれ超えないものとする。